

はだのエンディング応援事業とは

秦野市にお住まいの一人暮らしの方を対象に、ご自身が亡くなった後の葬儀・納骨、行政機関などへの届出、公共料金の精算などを、予め預かりしたお金の範囲内で行うサービスです。

対象となる方

※以下のすべてに該当する方を対象とします

- ① 秦野市に住所を有し、居住している一人暮らしの方
- ② 満65歳以上の方で支援可能な配偶者及び子がない方
- ③ 事業の契約内容を理解する事ができる判断能力がある方
- ④ 生活保護を受給していない方
- ⑤ 負債がない方
- ⑥ 不動産収入がない方
- ⑦ 契約時に必要な預託金が支払える方

◎利用条件に当てはまらない方には、他の制度等のご紹介をさせていただいておりますので、まずご連絡ください。

【契約時に必要な費用】

基本	金額
初期事務手数料	16,500円(税込)
年間利用料	13,200円(税込)／年
預託金①(死後事務費用 ※1)	200,000円以上
預託金②(葬儀費用)	業者見積額
オプション	
預託金③(家財処分費用等)	業者見積額
執行費報酬	預託金①、②及び③の合計金額の1割若しくは5.5万(税込)のいずれか低い方を執行報酬としていただきます。

(※1)に含まれるもの
死後事務経費(死亡時の債務の支払い) (注)債務：主に入院費・入所費用等を想定しています。

本事業を利用する方は、死後の財産の引受人(※2)を決める必要があります。
引受人が不在の場合は、公正証書遺言の作成が必要になります。
公正証書遺言の作成費用は、利用者の自己負担です。

※2 引受人とは、利用者自身の法定相続人で、利用者の死亡時の財産の処分を引き受ける人です。



サービス内容

① 定期的な見守りサービス

利用者の状況に応じた、定期的な電話連絡や自宅の訪問を行います。

② 死後事務手続きサービス

利用者の亡くなった後の、必要経費の支払い、行政官庁への諸届け、葬儀・納骨等必要な手続きを行います。

オプションサービス

その他本事業の目的を遂行するために必要なサービス
自宅の賃貸借契約の解除、
自宅の明渡し及び
残存家財処分を行います。

契約までの大まかな流れ

